

令和3年12月24日

保護者の皆様

うるま市教育委員会
教育長 嘉手苅弘美
(公印省略)

家庭における新型コロナウイルス感染症拡大予防のお願い

年末年始を迎えるにあたって、県内においては新規の新型コロナウイルス感染者が25人に増え市内においても感染力の強いオミクロン株感染の報告があり、第6波の懸念がある状況の中、ご家庭におきましても、引き続き、新型コロナ感染拡大防止にご協力くださるよう、お願い致します。

また、県教育委員会の感染対策の変更にに基づき、登校については対応を変更致します。ご理解とご協力をお願い致します。

1 ご家庭での防止策

- (1) 石けんと流水による手洗い、咳エチケット、外出時のマスク着用など感染予防を徹底すること。(同居人に体調不良の方がいる場合には、ご家庭でもマスク着用を。)
- (2) 換気を心がけ、感染予防を徹底すること。
- (3) 十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動を行い、免疫力を高めること。
- (4) 不要不急の外出はできるだけ自粛し、飲食を伴う集まりは、同居家族で。
- (5) 学校から配布する健康観察カードに、毎朝体温等の結果を記録し、学校に提出すること。同居家族についても記入すること。
- (6) 発熱等の風邪症状がみられるときは、かかりつけ医に電話で相談した上で、受診すること。
- (7) 学校にはマスクを着用して登校させること。
- (8) マスクが汚れた場合に交換できるよう、予備マスクも準備してください。

2 次のような場合は、必ず学校に連絡し、登校させないでください。(欠席扱いになりません)

- (1) 園児児童生徒本人が、発熱等の風邪症状がある場合、症状がなくなるまで。
- (2) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルス感染の疑いがあり、自宅待機を指示された場合。
- (3) 園児児童生徒本人が、濃厚接触に特定された場合。
濃厚接触者に特定され、PCR検査を受けた場合、陰性であっても、2週間の自宅待機が必要になります。
- (4) 園児児童生徒本人が、新型コロナウイルスに感染していると診断された場合。
- (5) 同居家族が、医療機関及び保健所から指示され、PCR検査等を受ける場合。
- (6) 同居家族が、濃厚接触者に特定された場合、検査結果が出るまで。
- (7) 同居家族が、発熱等の風邪症状がある場合、その症状がなくなるまで。



- ※ 同居家族以外で、園児児童生徒が接触した人(祖父母等)の感染が判明したり、園児児童生徒が接触した人が上記(5)から(7)に該当したりする場合は、学校にご相談ください。
- ※ 新型コロナウイルスの感染状況に応じては、上記の内容の変更をする場合もございます。その場合は早急にお知らせ致します。